



所得税の確定申告及び住民税(道町民税)の申告受付を下記の日程で行います。受付期間は、3月15日(金)までですので、お早めにご申告ください。

土地や建物、株式を売って譲渡所得がある人や事業所得がある人は、帯広税務署(帯広市西5条南6丁目1番地)で申告していただきますようお願いいたします。

＝申告相談期間は、2月18日(月)～3月15日(金)＝

## ※申告受付

日付	受付行政区
2月18日(月)	全行政区
2月19日(火)	1・2区
2月20日(水)	3区
2月21日(木)	4・5・6区
2月22日(金)	7・8区
2月25日(月)	9・10・12・14区
2月26日(火)	11・16区・その他
2月27日(水)	15区・ぬかびら・幌加・三股

- ▶会場 役場A会議室(消防庁舎2階)
- ▶時間 9:00～11:30、13:00～16:00

- 申告会場は大変混雑します。混雑の状況により長時間お待ちいただく場合があります。
- ご自宅で国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「e-Tax(電子申告)」を利用していただくと、簡単に電子申告または申告書の作成ができますのでこちらもご利用ください。
- なお、電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで確定申告を行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます(すでに本控除の適用を受けた方は除きます)。

### 【申告書の提出が必要な方(主なもの)】

- ◇給与のほかに20万円を超える所得がある方
- ◇2ヵ所以上から給与収入がある方
- ◇事業所得や不動産所得のある方
- ◇土地・建物を譲渡した方
- ◇公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた残額がある方

### 【申告の際持参するもの】

- ①印鑑
- ②収入及び支出が明らかにできるもの  
→源泉徴収票、社会保険料の領収書、生命保険、損害保険の控除証明書など
- ③還付申告の場合、口座番号等が分かるもの  
→本人名義のもの

※公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、この場合であっても、所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。また、源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるとき、公的年金などに係る雑所得以外の所得があるときは、住民税の申告が必要です。

※お問い合わせは、帯広税務署(☎0155-24-2161)または町民課賦課担当(内線528)青木・石川まで

# 子育て支援 センター通信

■子育て支援センター  
☎2-4152 (新館、杉山)

## ☺「のびのびチャレンジ」 をご存知ですか？

のびのび広場(2歳～就学前の親子の広場です)では、毎月1回、親子で戸外遊びや製作などを楽しむ日があります！

### 【のびのび広場】

毎週水曜日 9:30～11:30

### 【のびのびチャレンジ】

毎月第3水曜日

※変更の場合もありますので、子育て通信「つくしんぼ」などでご確認ください。

→2月13日(水)は、上士幌保育所園庭で「雪あそび」を楽しみます。

## ☺第6回給食試食会

◆日時 3月1日(金) 11:00～

◆場所 上士幌保育所

◆受付 子育て支援センターに申込書があります。

◆申込締切 2月21日(木)

◆給食費 一食150円

◆その他 先着5組まで

→今年度最後となります。

平成25年

3月17日

執行予定

# 上士幌町長選挙

# 上士幌町長選挙

# 立候補予定者説明会

任期満了に伴う上士幌町長選挙が、3月17日(日)に執行される予定です。

これに伴い、立候補予定者説明会を下記のとおり開催しますので、立候補の予定者または関係者の方はご出席ください。

■日 時 2月18日(月)  
13:30～

■場 所 山村開発センター2階  
第2研修室

■参集人員 1候補予定者につき、  
3名以内

■その他

当日は、立候補届出に必要な関係書類をお渡しします。

※お問い合わせは、選挙管理委員会事務局〈総務課庶務担当〉  
(内線234)杉本まで

## 第31回

# 上士幌 ウィンターバルーン ミーティング

【2月9日(土)】

7:00～7:30 タスクブリーフィング

7:30～15:00 タスクフライト

【2月10日(日)】

7:00～7:30 タスクブリーフィング

7:30～12:00 タスクフライト

(オープンターゲット～賞金レース)

※天候の事情により内容を変更する場合があります。

◆日程 2月9日(土)～10日(日)【2日間】

◆場所 上士幌町航空公園周辺

※お問い合わせは、バルーンフェスティバル組織委員会〈商工観光課観光担当〉(内線241・242)まで